



安全運転管理者等講習 オンライン講習マニュアル (申請用)

目次

1	オンライン講習の概要	P3
2	オンライン講習の流れ	P3
3	オンライン講習を受講するための準備	P4
4	オンライン講習の手続	P5
5	オンライン講習の受講	
①	安全運転管理者等講習通知書の受領	P6
②	講習手数料（5,100円）の納付	P6
③	受講の申込み	P7
	★申込要領	P8~P11
④	マイナンバーカード券面情報の提出	P12
⑤	講習動画の視聴	P13
	★動画閲覧時の注意事項	P14
⑥	手続終了	P15

1 オンライン講習の概要

オンライン講習とは、これまで各地区の会場に赴いて受講していた講習を、各事業所や自宅等で都合のよい時間にスマートフォンやPCを使用して受講できる講習です。

2 オンライン講習の流れ

安全運転管理者等講習通知書の到着

対面

手数料納付

会場に赴く

受 講

修 了

オンライン

手数料納付

受講申込

受 講

修 了

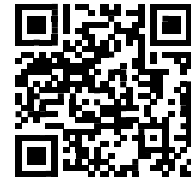
3 オンライン講習を受講するための準備

受講に必要なもの

- ・インターネット環境のあるパソコン（※申請時に必要）
 - ・スマートフォン
 - ・Webカメラ（内蔵カメラがある場合は不要）
 - ・マイナンバーカード（受講者本人のもの）
 - ・安全運転管理者等講習通知書
 - ・講習手数料（5,100円）の納付
- ※ 特に受講時はWi-Fiを推奨（データ通信費用は受講者負担となります。）

事前準備

- ・e-Govのインストール
- ・e-Govのアカウントの取得



【e-Govポータル】

<https://www.e-gov.go.jp>

講習手続の流れ

- ① 講習通知書の受領
- ② 講習手数料（5,100円）の納付
- ③ 受講の申込み（パソコン使用）
- ④ マイナンバーカードの券面情報の提出（スマートフォン使用）
- ⑤ 受講（約6時間の動画を視聴）
- ⑥ 手続終了

4 オンライン講習の手続

受講者

公安委員会

① 安全運転管理者等講習通知書の受領

② 講習手数料（5,100円）の納付

パソコン又は
スマートフォン

スマート
フォン

パソコン

③ 受講の申込み

受付

手数料納付確認

④ マイナンバーカード
券面情報の提出

マイナンバーカード
券面情報の提出依頼

マイナンバーカード
券面情報の確認

⑤ 講習動画
の視聴

受講案内の送付

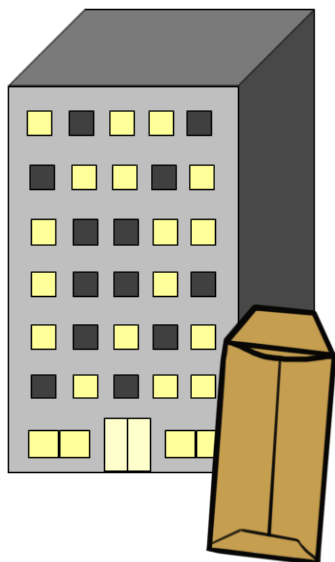
審査

⑥ 手続終了

※申込時にパソコンは必須です。 5

5 オンライン講習の受講

① 安全運転管理者等講習通知書の受領

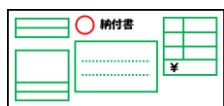


別記様式第二十二の九(第三十八条関係)

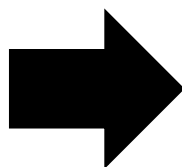
安全運転管理者 講習通知書 副安全運転管理者	
年 月 日	
殿	
〔安全運転管理者 名〕 副安全運転管理者	
公安委員会 印	
道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる 安全運転管理者 に対する講習を 副安全運転管理者 に対する講習を	
下記のとおり実施いたしますので通知します。	
日 時	
場 所	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

② 講習手数料（5,100円）の納付 納付書により、講習手数料 （5,100円）を納付すること。

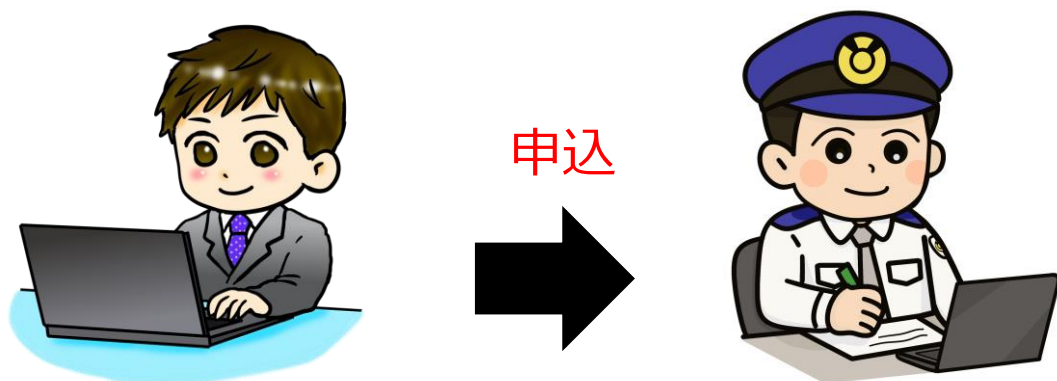


納付



③ 受講の申込み

パソコンを用いて、e-Govにアクセスの上、「安全運転管理者（副安全運転管理者）に対する講習」の申請を行うこと。



○ 申請先はこちら



【e-Govポータル】

<https://www.e-gov.go.jp>

注）スマートフォンでの申請はできません。

★申込要領 1

e-GOV 電子申請

お問合せヘルプ

マイページ

手続検索

手続ブックマーク

申請案件一覧

メッセージ

基本情報管理

安全運転管理者に対する講習

電子署名必要

譯名可

行政手数料有

GビズID電子署名適用可

ブックマーク

手続概要	自動車の使用者が、安全運転管理者に対して講習を行う旨の通知を都道府県公安委員会から受けたときに、安全運転管理者が講習を受講するための手続です。
根拠法令	道路交通法第74条の3第9項 道路交通法第74条の3第9項
電子申請方法別利用案内	【添付資料】あり 都道府県警察からの指示等により、提出を要する書類がある場合のみ、添付してください。 【手続可能な時間】ご利用できる時間は24時間365日となります。 保守等による、システムの運用停止、休止、中断の情報は「電子申請システムのお知らせ」を参照してください。 e-Gov電子申請システムのお知らせ 安全運転管理者等に対する講習の電子申請に関するご案内 PDF e-Gov電子申請サービスで上記手続の申請・届出を受け付けていない都道府県警察について PDF
告知情報	【手続対象者】安全運転管理者 【提出時期】随時 【手数料】あり 【相談窓口】自動車の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察本部又は警察署 【備考】講習のお申込みはオンラインにて受け付けておりますが、講習の受講方法については、都道府県警察により取扱いが異なります。あらかじめ御了承ください。

戻る

申請書入力へ

安全運転管理者であれば
「安全運転管理者に対する講習」
副安全運転管理者であれば
「副安全運転管理者に対する講習」
の画面で「申請者入力へ」をクリック

★申込要領 2

申請書入力

申請内容確認

提出完了

申請書入力

基本情報を選択し、申請・届出様式に必要な事項を入力してください。

1. 基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

「申請者情報を設定」をクリックし、
それぞれ情報を入力する。

申請者情報を設定

申請者情報

必須

法人名

申請者氏名

住所

「連絡先情報を設定」をクリックし、
それぞれ情報を入力する。

連絡先情報を設定

連絡先情報

必須

法人名

連絡先氏名

住所

2. 安全運転管理者に対する講習／安全運転管理者に対する講習

申請・届出に関する事項を入力してください。

複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

※必須項目は必ず入力すること 9

★申込要領 3

2. 安全運転管理者に対する講習／安全運転管理者に対する講習

申請・届出に関する事項を入力してください。

複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

「必須」項目をそれぞれ入力する。

申請する様式一覧

必須
安全運転管理者に対する講習_申請書

安全運転管理者に対する講習_申請書

申請年月日

提出先

事業所所在地

事業所名

事業所連絡先

安全運転管理者の氏名

安全運転管理者の生年月日

備考（特記事項がある場合のみ）

提出先を「島根県」にする。

備考欄には安全運転管理者等講習通知書の上部に記載している「**整理番号**（例：松江－001）」を必ず入力すること。

講習修了証を希望する場合にはその旨記載すること。
（※オンライン講習の場合は、講習修了後に後日、最寄りの管轄する警察署に受け取りに行く必要があることから別途通知します。）

添付書類

提出する書類がある場合、添付してください。

書類を添付

提出先選択

提出先の機関を選択してください。

提出先を選択

★申込要領 4

提出先選択

提出先の機関を選択してください。

提出先を「**本部**」にすること。

提出先を選択

必須 提出先

行政手数料等

本手続では、行政手数料等が必要です。

必須 行政手数料等

必ず講習手数料（5,100円）を納付してから申請すること。

キャンセル 入力したデータを次の人に送る場合 申請データを保存 一時保存して中断 内容を確認

入力が完了した場合は「内容を確認」をクリックし、申請すること。

※必須項目は必ず入力すること

④ マイナンバーカード券面情報の提出

警察から「券面情報提出の依頼について」がe-Gov上で通知されることから事前にスマートフォンでアプリをダウンロードの上、二次元コードを読み込み、マイナンバーカードの券面情報を提出してください。



(1) 専用アプリのダウンロードページに遷移する。

(2) 専用スマホアプリで二次元コードを読み込み、受講者自身のスマートフォンからマイナンバーカードの券面情報を読み取った上でシステムに送信する。

Sample

券面情報提出の依頼について

安全運転管理者に対する講習の講習について申請を受け付けました。
つきましては本人確認のため、下記二次元コードよりアクセスし、
マイナンバーカードの券面情報の提出をお願い致します。
下記二次元コードは、警察庁アプリ内の二次元コードリーダーで読み取ってください。



⑤

マイナンバーカードの券面情

「講習のご案内」が送付される

※詳細はオンライン講習マニュアル



URLを押下するか、二次元コードをスマートフォンで読み取ることで、オンライン講習システムに接続する。

講習のご案内

Sample

安全運転管理者に対する講習の講習はオンラインで実施いたします。
以下の詳細をご確認いただき、受講をお願い致します。

講習名	安全運転管理者に対する講習
講習種別	安全運転管理者等に対する講習
講習区分	安全運転管理者

受講可能期間：令和08年03月18日から令和08年03月21日まで
の期間中、いつでも受講可能です。

受講資料：なし

受講方法：下記URLまたは二次元コードより、アクセスして受講いただけます。

URL：



以上

★動画閲覧時の注意事項

講習動画を視聴している間は、
ウィップの中に受講者の顔があるか
の検知（顔検知）、マイナンバー
カードの顔写真と受講者の照合
（顔照合）、写真等をカメラの前
にかざしていないかの判定（生体
判定）が行われます。

視聴中は常に、画面に顔を向け
てください。

途中、離席などでウィップの中に
顔が認識できないと、動画の再生
が停止され、エラー画面が表示さ
れます。



⑥ 手続終了

講習の受講状況について公安委員会で確認し、正常に受講が確認された場合には手続が終了となる。

なお、講習修了証の交付を希望される方は、後日、最寄りの警察署へ受領する必要があることからe-Gov上に通知するので確認してください。



受講が適正に行われていないと判断した場合には、再度受講していただくことがあります。